

平成 14 年 9 月 20 日

財務諸表等規則その他関係府令の改正について

1 改正の趣旨

本年 1 月に企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、継続企業の前提（ゴーイング・コンサーン）に関する注記の導入が提言された。また、（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会において「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準」が明らかにされたことから、財務諸表等規則その他関係府令について所要の改正を行うこととしたい。

2 改正の概要

(1) 継続企業の前提に関する注記

企業会計審議会の意見書では、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、その旨及び当該事象や状況の内容、当該事象や状況を解消するための経営者の対応及び経営方針、継続企業の前提に関する重要な疑義の有無、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否かの注記を行うことが提言されている。このため、財務諸表及び連結財務諸表において、これらの事項を注記事項の冒頭に記載することとする。（財務諸表等規則第 8 条の 14、第 9 条、連結財務諸表規則第 15 条の 9、第 16 条）

（注）中間財務諸表における注記については、現在、企業会計審議会において中間監査基準の審議が行われており、意見書の公表後に所要の府令改正を行う予定である。

(2) 自己株式払込金等の表示

企業会計基準委員会が策定した「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」に基づき、金庫株で保有する自己株式の

処分の対価として受領した払込金又は申込証拠金は、資本の部において区分掲記することとする。(財務諸表等規則第68条の2の5、中間財務諸表等規則第36条の2の4、連結財務諸表規則第42条、中間連結財務諸表規則第44条)

(3) 一株当たり当期純利益等の注記の改正

企業会計基準委員会の策定した「一株当たり当期純利益に関する会計基準」において、一株当たり当期純利益及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益の計算方法等が改められたことから、現行の府令の用語の修正及び算定上の基礎の注記の追加を行うこととする。(財務諸表等規則第95条の5の2、中間財務諸表等規則第52条の2、連結財務諸表規則第65条の2、中間連結財務諸表規則第65条)

(注) 上記改正の他、電気事業会計規則及び民営旅客自動車運送事業会計規則の改正に伴う用語の改正、中間財務諸表等規則の目次及び様式、連結財務諸表規則の連結決算日に係る規定の改正を行う。(財務諸表等規則第119条第7号、別記、中間財務諸表等規則目次及び様式等、連結財務諸表規則第3条)

3 適用時期

- (1) 継続企業の前提に関する注記は、平成15年3月決算の年度財務諸表から実施する。
- (2) 自己株式払込金の表示及び一株当たり当期純利益等の改正規定は、原則として平成14年9月中間決算から実施する(早期適用も可)。